

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
 TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
 e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net
<http://www.20jyosaiban.net/>
 郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

西日本労契法 20 条裁判 4 日間の証人尋問を終える！

大阪地裁大法廷を 4 日間で 450 名の傍聴者がうめつくす！！

東日本裁判の判決日（9/14）が確定する中、5月25日を初日として4日間、西日本裁判の証人尋問が行われた。初日、会社側証人は東日本裁判と同じく①格差は正社員へのインセンティブ付与のためであって合理性がある、②正社員と期間雇用社員とでは職務内容や責任の程度が異なっている、③採用方法が違い、営業活動、クレーム処理など正社員と期間雇用社員とで業務内容が異なる、などとの主張を展開した。5月29日からの原告・証人尋問では、会社側主張に対して、①インセンティブ付与は全く聞かされていない、②職務内容や責任は全く同じである、③クレーム処理や営業活動等々についても全く同じであることを具体的に証言し、反論を展開した。これに対して、会社側は原告側証人の「裁判歴・処分歴はどうか？」「あなたの営業成績はどうか？」「配転協約の存在を知っているか？」など些末なあげ足取りの質問に終始し、持ち時間の半分以上を残したまま質問を終了した。実態論で完全に会社側を圧倒する展開となった。

今後の日程

8月 8日 13時10分から進行協議

9月27日 13時10分から最終弁論・結審

会社側は格差の合理性立証できず、虚偽証言を繰り返す

5月25日、会社側から4人が証言しました。松井証人（本社人事部・係長）は各手当や休暇の趣旨・目的について「定年まで長期に貢献してもらったためのインセンティブ付与にある」とのべ、期間雇用社員には、「長期的な雇用は想定していない」などとの主張をしました。今日の郵政事業の基幹的業務を期間雇用社員が担っている現実

を顧みない暴論です。反対尋問で「インセンティブ付与」という考えは、「何から知ったのか」との問いに、一切答えることができず、会社から説明もなければ手当等の趣旨を聞いたこともないことを認めました。裁判官からの尋問で、ようするに「高い給与がインセンティブか」と問われ、「そうだ」と返答しました。給与や手当、休暇の格差をすべて区別なくインセンティブ付与で合理化する会社の主張は手当や休暇の主旨や目的を顧みない主張であって明らかに労契法20条の立場とは異なるものです。

続いて吉田証人（本社人事部・課長）は、「地域基幹職（正社員の一部）については、昇任・昇格していくキャリアパスを想定しており、果たすべき役割が違う」と比較すべき正社員をもつばら「地域基幹職」であると強調しました。具体的に「業務内容や責任の程度でどこが違うのか」と問われると「将来幅広い業務につく可能性がある」、「班長代行を行うこともある」とのべるにとどまりました。期間雇用社員についても将来、正社員登用で（新）一般職になり「さらに広い業務につく可能性がある」ことからすれば（新）一般職と何ら違いはありません。

現場実態を証言するために登場した神野証人（近畿支社総務・人事部係長）は、「正社員は営業を担当するが期間雇用社員は協力する程度」「苦情処理は正社員が初期対応する」などとおおよそ実態とかけ離れた虚偽証言を展開。さらに登場した新内証人（板橋西局・第2集配営業部長）も、「通区数は、正社員が5区平均、期間雇用社員は1区から2区程度」であり、「営業活動で金銭的な交付・販売は期間雇用社員にさせてない」（後に証言を

撤回する)、欠員発生による補充のためのシフト変更は「正社員が優先する」などと虚偽証言を連発しました。また、新内証人は正社員登用試験に応募しない社員がいるが、そういった社員は、「正社員のような重い職責を担うことをいやがっている」とのべ、応募しないできない期間雇用社員を侮蔑する証言を平然と行いました。

神野・新内証人の証言内容でも、期間雇用社員と担当・主任や(新)一般職が行っている業務内容と責任の程度の違いについて「班長・副班長が不在時の伝達業務」「金銭の取り扱い業務」「期間雇用社員のスキル評価」の3つしか証言できず、実態から期間雇用社員も行っていることが明らかであり、会社側証人証言からも期間雇用社員と担当・主任や(新)一般職が何ら変わりのない業務内容と責任を担っていることが明らかになったといえます。

原告・証人尋問で会社側の虚偽証言に反論

5月29日には正社員の立場から馬場証人、仲井証人が証言、原告から榎、高橋、岡原告が証言を行いました。手当や休暇について長期雇用のためのインセンティブ付与に目的があるといったことなど聞いたことはない。班長ミーティングへの出席や通区状態、シフト変更、営業活動やクレーム処理も全く同じ業務実態にあることを証言しました。また、榎原告は、班長ミーティングなどへの出席、金銭授受を含む営業活動、またクレーム処理を担ってきている実態を証言。高橋原告は、「正社員と期間雇用社員とで集荷業務の内容について違いは全くありません」と証言しました。岡原告は、自ら班長ミーティングへの出席や班日誌への記載などの班長業務を行っていた実態、さらにクレーム処理は、正社員や期間雇用社員の区別なく行っている実態、また、正社員と期間雇用社員の区別なく日々営業ノルマ達成が指示されている実態を証言しました。

6月5日は、正社員の立場から小倉、大澤証人が証言。原告から竹内、梶、三原原告が証言を行いました。それぞれ「手当の理由は、定年まで貢献するためのインセンティブとの説明はこの裁判で初めて聞いた。」と証言。さらに、会社側証人

尋問で、「班長、副班長不在のときに、期間雇用社員が班長を代行することはないと



証言したのですが、小倉さんは「そんなことはない。代行することはある。」と証言しました。大澤証人も、「期間雇用社員が班長ミーティングなどに出ることはよくある」と証言。また、正社員登用試験の結果を局長が局長室で不合格の理由として営業活動ができていないからだと言ったことに対して組合として抗議の掲示物を掲出したが、会社からは一切クレームはつけられなかったことを証言しました。竹内原告は、混合担務や受箱担務につき日勤・中勤・夜勤に従事してきた勤務実態を証言。また、集荷を簡易な業務という会社側証人に対して「垂水局の全域を担当する可能性もあり、郵便のあらゆる制度に精通しなければならない業務である」ことを証言しました。最後に証言にたった月給制契約社員の三原原告は、日々、正社員と何ら変わらぬ仕事をしている。「総務主任が出席する営業会議に局を代表して出席していること」すらあったと証言しました。

6月7日には、正社員の大野証人と北倉・岡崎原告が証言にたちました。大野証人は、班長ミーティングにも期間雇用社員が出席している事実を証言、また、営業目標についても正社員、期間雇用社員問わず同じ目標が設定されている実態があることを証言しました。北倉原告は、「特配」班への配属を経験している立場から「特配」業務の困難性を証言。また、営業活動への取り組みから時給を下げられた自身の経験を証言しました。最後に、証言にたった岡崎原告は、混合配達と通常配達を行っており、夜間勤務も対応している実態を証言。期間雇用社員のほうが、契約更新時に時給を下げられる可能性があるという点で、重い責任になっていると思います。」と証言を締めくくりました。

会社側は、原告と各証人の証言に対して有効な反論は展開できず、実態論では会社側を圧倒し、4日間の証人調べを終えました。

「労働契約法 20 条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」新規加入・継続・カンパ等ご協力いただける方は、住所・氏名を明記のうえ、右記へ送金願います。 年会費 個人 1 口 1,000 円 団体 1 口 3,000 円 郵便振替口座 00170-7-386997 「郵政 20 条裁判を支える会」